

奈良臨床研究ネットワーク規約

令和4年1月4日制定

(設置目的)

第1条 奈良臨床研究ネットワーク(英文名:Nara Advanced Research and Academia network)(以下「NARA net」という。)を設置する。

NARA net は、協定医療機関と情報共有し、臨床研究に携わる研究者のマインド、スキルを育成するとともに、臨床研究の推進・質向上を図り、新規医薬品・医療機器・医療技術の開発及び自治体、企業の円滑な連携と県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第2条 NARA net は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業活動を行い、又適切かつ円滑に事業活動を推進するために必要な基盤の構築・整備を行う。

- (1) 治験及び臨床研究の促進に関すること
- (2) 医薬品の臨床試験の実施に関する基準、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針及び臨床研究法等の関係法令・指針の理解の促進に関すること
- (3) 研究に携わる者への、プロトコール作成、モニタリング、データマネジメント及び生物統計等の教育及び支援に関すること
- (4) 情報・意見交換及び連携、自治体・企業との連携並びに県民への適切な情報公開に関すること
- (5) その他目的を達成するために必要な事業活動に関すること

(代表)

第3条 NARA net に代表を置き、奈良県立医科大学附属病院長が務める。

2 代表は、第2条の事業活動を統括する。

(構成)

第4条 NARA net は、第1条の目的に賛同し、入会の申込のあった協定医療機関をもって構成する。

2 会員となるには、入会申込書(別紙様式第1号)を代表に提出し、承認を得るものとする。

3 協定医療機関は、退会届(別紙様式第2号)を代表に提出することにより退会することができる。

(協議会の設置)

第5条 第2条に掲げる項目に関する取り組みについて協議するため、奈良臨床研究ネットワーク協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、代表が必要に応じ、招集する。

(事務局)

第7条 NARA net の事務局は、奈良県立医科大学附属病院臨床研究センターに置く。

2 事務局長は臨床研究センター長をもって充てる。

(その他)

第8条 NARA net の運営に関し、この規約に定めのない事項は、必要に応じて協議会で協議のうえ、代表が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年1月4日から施行する。